

令和8年3月31日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税の令和8年度における輸入基準数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第1項の規定に基づき、令和8年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

### 記

項	概 要	輸入基準数量		協定対象外 輸入基準数量	
1	低脂肪乳	0	トン	0	トン
2	飲用乳	90	トン	90	トン
3	クリーム	64	トン	30	トン
4	粉乳類	26,878	トン	19,875	トン
5	無糖れん乳	1,437	トン	1,423	トン
6	加糖れん乳	116	トン	29	トン
7	ヨーグルト	13	トン	13	トン
8	バターミルク	23	トン	23	トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	53,754	トン	39,183	トン
10	その他の乳製品	12,035	トン	5,162	トン
11	バター	19,977	トン	15,596	トン
12	豆類	84,672	トン	47,546	トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,621,206	トン	5,167,393	トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,249,662	トン	190,794	トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,108,114	トン	1,108,114	トン
15	コーンスターチ	3,816	トン	3,438	トン
16	ばれいしょでん粉	18,810	トン	13,625	トン
17	マニオカでん粉	144,840	トン	142,793	トン
18	サゴでん粉	20,881	トン	19,747	トン
19	その他のでん粉	1,929	トン	1,705	トン
20	イヌリン	2,571	トン	84	トン
21	落花生	30,113	トン	17,414	トン
22	こんにゃく芋	73	トン	73	トン
23	ミルク調製品	10,461	トン	2,067	トン
24	でん粉調製品	1,717	トン	874	トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0	トン	0	トン

26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,112	トン	1,522	トン
27	調製食用脂	16,743	トン	1,756	トン
28	繭	1.8	トン	1.8	トン
29	生糸	195	トン	195	トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。